
[分担研究年度終了報告]

大規模災害時における医薬品の供給に関する報告

大規模災害時における医薬品の供給に関する報告

研究分担者 雨宮守正 さいたま赤十字病院腎臓内科 部長

研究要旨 医薬品は、製薬企業から卸を通して、病院や薬局に流通し、最終的に患者の手に渡る物品である。全国 47 都道府県にはそれぞれ卸業協会や組合が存在し、それを統一しているのが日本医薬品卸売業連合会である。その中で埼玉県医薬品卸業協会は、アルフレッサ、スズケン、東邦薬品、メディセオ、酒井薬品、バイタルネット、大木の全 7 社により構成されている。

そして卸協会は、「いかなる状況になろうとも、新型コロナウイルス感染症はもとより、さまざまな疾病で苦しんでおられる全ての人々のために、医薬品の安定供給を継続することが社会的使命である」と考え活動している。

ここでは埼玉県医薬品卸業協会の災害対策について、協会が作成したマニュアルに基づき、その概要を解説する。

A. 研究目的

大規模災害時に透析医療を継続するためには、人員・施設・ライフラインはもとより、薬剤や医療資材の供給はなくてはならない要件である。本稿では災害時における埼玉県での医薬品の供給体制につき、他の地域の参考にしていただくことを目的に報告する。

B. 研究方法

埼玉県医薬品卸業協会の災害対策について、協会が作成したマニュアルに基づき、その概要を解説する。

一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会から提供いただいた**別添 1**「大規模災害時の医薬品の供給について」、および**別添 2**「災害対策マニュアル—大規模災害発生に備えて—」の目次等を添付する。

C. 研究結果

1. 行政との協定

災害時の医薬品などの供給に関する協定は、平成 18 年に埼玉県と、令和元年に政令指定都市であるさいたま市と締結された。

協定締結の理由としては、地震や武力行為など想定を超える災害に対して、多様な医療ニーズに対応し発災直後から供給体制を整備し、県民の安心安全を確保

するためとされている。

第 2 条には、「県は災害時における医薬品など供給活動の円滑な実施を図るため、必要があると認めた場合、卸協会に対して保有する医薬品などの供給を要請するものとする。ただし、やむを得ない事情のため、前述の手続きが取れないときは、県は直接卸協会の加入協会員に対し供給要請ができるものとする。」と記載されている。

供給される医薬品としては、倉庫備蓄物品と加入協会員各事務所に備蓄されているランニング備蓄物品が想定されている。

これを活用し、県内各地に分散した医薬品の迅速な供給体制を確保し、さらに全国に展開する協会員のネットワークを活かした供給体制も確保するものとされている。

2. 大規模災害発生時の対応

初動として、協会会員各社の個別対応と協会との連携が重要である。

会員各社の個別対応としては、①従業員の安否確認、②出社可能要員の確保、③得意先に対する医薬品の安定供給や緊急配送、④各事業所の被害状況及び稼働状況の把握、⑤得意先被災状況の確認、⑥埼玉県医薬品卸業協会への連絡、があげられる。

協会対応としては、①日本医薬品卸売業連合会や厚生労働省との連携、②埼玉県やさいたま市との連携、③協会会員各社との連携、④埼玉県防災対策本部との連携、⑤近隣卸業協会との連携、があげられる。

以上を通じて、医薬品の緊急配送の任に当たるものとしている。

3. レセプト請求

医薬品が埼玉県の請求により卸から供給の場合は、医療機関は個別にレセプト請求はできないため、卸は県に請求するものとしている。

医療機関名にて供給の場合は、通常通り卸は各医療機関に請求するものとしている。

4. 連絡方法、緊急車両

災害時埼玉県医薬品卸業協会への優先電話を設置し、緊急連絡網も整備している。

さらに、協会各社が所有する 1,212 台の車両のうち 698 台（2020 年 6 月 1 日現在、57.6%）に緊急通行車両登録を済ませている。

5. 終わりに

以上に概説した内容をもとに、行政が主催する数々の災害訓練に参加し、マニュアルを検証し、行政との連携を深めている。

D. 健康危機情報

特になし。

E. 研究発表

特になし。

F. 知的財産権の出願・登録状況

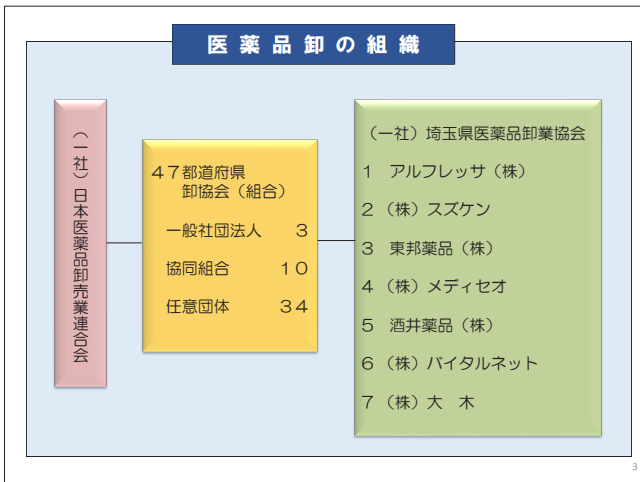
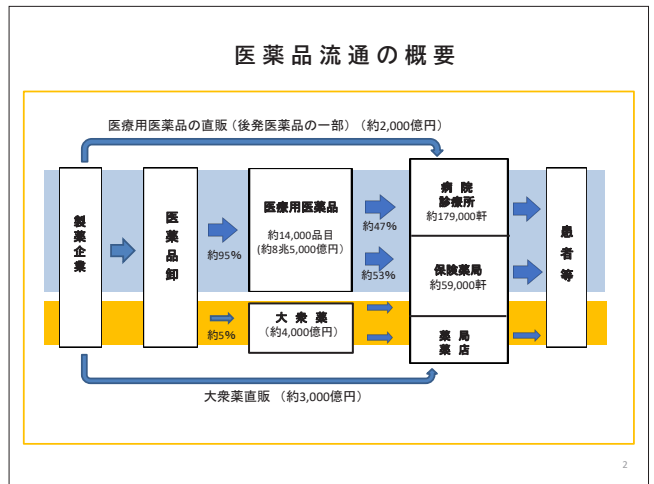
特になし。

令和3年11月5日

『大規模災害時の医薬品の供給について』

一般社団法人
埼玉県医薬品卸業協会

1



医薬品卸の役割

↓

医薬品卸は、いかなる状況になろうとも、新型コロナウイルス感染症はもとより、さまざまな疾病で苦しんでおられる全ての人々のために、医薬品の安定供給を継続することが社会的使命であると考えている。

4

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

危機管理流通

1. 大規模災害時の医薬品供給
 - 埼玉県・さいたま市と協定締結 —
2. 新型インフルエンザパンデミック時の医薬品(ワクチン・抗インフル薬)の供給
 - 指定地方公共機関に指定 —

5

災害対策マニュアル主要項目

1. 災害時の医薬品等の供給に関する埼玉県との協定
2. 大規模災害発生時対応
3. 緊急通行車輛登録
4. 関連資料

埼玉安心戦略
もっと安心・安全
危機や災害に強い体制の整備

6

※当資料は、埼玉県医薬品卸業協会の許可を得て掲載している。

災害時の医薬品等の供給に関する協定締結

1. 平成18年3月29日
 - ・ 埼玉県医薬品卸協同組合 理事長
 - ・ 埼玉県 知事
2. 平成23年4月1日 **(法人形態変更による再締結)**
 - ・ 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 理事長
 - ・ 埼玉県 知事
3. 令和元年11月21日
 - ・ 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 理事長
 - ・ さいたま市 市長

7

協定の要旨

(供給要請)

第2条 県は、災害時における医薬品等供給活動の円滑な実施を図るため、必要があると認めた場合、卸協会に対して保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

ただし、やむを得ない事情のため、前述の手続きが取れない時は、県は直接卸協会の加入協会員に対し供給要請ができるものとする。

(要請事項の措置)

第3条 卸協会は、県から前条の要請を受けた場合は、速やかに措置するものとする。

8

災害時の医薬品等の供給に関する協定書について

協定締結の理由

県民の安心安全を確保するために

- ・ M7クラスの首都直下地震の発生が懸念される
- ・ 発災直後からの重層的な医薬品等の供給体制の整備
- ・ テロや武力攻撃事態など、想定を超える災害への対応
- ・ 多様な災害医療ニーズへの対応

締結者

一般社団法人
埼玉県医薬品卸業協会
(加盟 7社)

協定締結

埼玉県

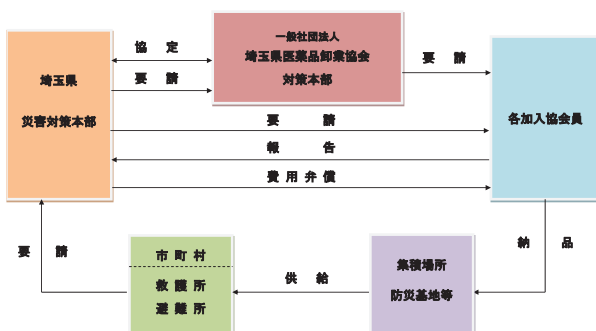
9

期待される効果

- ・ 県内各地に分散した店舗・物流センター等を供給拠点とした、災害発生時の医薬品等の迅速な供給体制の確保
- ・ 多様な災害医療ニーズに対応した、医薬品等の供給体制の確保
- ・ 全国に展開する協会員のネットワークを生かした、供給体制の確保

10

災害時の医薬品等の供給フローシート



11

埼玉県の災害時における医薬品等供給体制について

1. 倉庫備蓄

緊急医薬品等医療セット

防災基地・災害対策支部等22か所に備蓄
(43セット) 4.3万人分

軽治療用医薬品

消毒薬、ガーゼ等軽微な外傷医療対応
防災基地等7か所に備蓄 4万人分

2. ランニング備蓄

品目：消毒薬、風邪薬、解熱鎮痛薬等
県内 7社11か所の医薬品卸売業者等
事業所に備蓄
■ 150品目 3万人分

3. 災害時医薬品等の供給に関する協定

◎ 県の要請により医薬品等を供給する
締結相手：(一社)埼玉県医薬品卸業協会
加盟 7社 供給拠点37か所
取扱品目：医薬品等約2万種類
最大供給量：医療機関使用量の0.5か月分

12

大規模災害発生時の対応

災害発生時の初動は、会員各社個別対応を行うと共に、協会との連携を図りながら、医薬品の緊急配送の任に当たるものとする。

13

1. 各社個別対応・対策本部

- ① **従業員の安否確認**
避難所・自宅訪問・安否確認システム発動
- ② **出社可能要員の確保**
従業員動員計画に基づく要員確保
- ③ **お得意先に対する医薬品の安定供給・緊急配送の実施**
緊急配送登録車・営業車輛・バイク・自転車
- ④ **各事業所の被害状況及び稼働状況の把握**
被害状況の把握と社内報告
物流センター・支店の緊急医薬品在庫状況並びに稼働状況確認
被災地内事業所への後方支援体制の確立
- ⑤ **お得意先被災状況確認**
徒歩・営業車輛・バイク・自転車
- ⑥ **埼玉県医薬品卸業協会への連絡(別添報告用紙)**
自社被害状況・稼働状況の報告

14

2. 協会対応・対策本部

- ① **(一社)日本医薬品卸業連合会・厚生労働省との連携**
災害対策本部
- ② **埼玉県との連携**
埼玉県保健医療部業務課・埼玉県危機管理防災部災害対策課
緊急通行証発行の確認
- ③ **協会員各社との連携**
緊急連絡網
- ④ **埼玉県防災対策本部との連携**
埼玉県からの医薬品供給要請に対応
会員各社と連携(防災基地等への供給)
- ⑤ **近隣卸業協会との連携**
東京・千葉・神奈川エリアにおける医薬品供給状況の確認

15

災害時医薬品等の供給及びレセプト

I 埼玉県の要請により卸から供給の場合
※ 伝票宛先・・・埼玉県(納入場所記載)
⇒ 卸は県へ請求
⇒ 医療機関はレセプト請求は出来ない

II 医療機関名にて購入の場合・・・通常購入に相当
※ 伝票宛先・・・医療機関
⇒ 卸等から医薬品の請求あり
⇒ レセプト請求出来る

16

1. 医療機関での診療の場合(平時)

保険診療の原則
・保健所に登録された診療所や医療機関の診療でなければ、保険請求を行うことはできない。
(例外)
1. 患者の求めに応じて、患者の居住地等で診療を行う場合
2. 診療所から16*以内にある診療所又は医療機関の医師が継続的に診療所において診療を行う場合

資料) 厚生労働省 17

2-① 医療機関以外(救護所・避難所)での診療の場合 (集積所(保健所・医師会館等)経由)

資料) 厚生労働省 18

一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会

災害時優先電話

(平成29年6月19日 開通)

048-XXXX-XXXX

医家向卸 支店・営業所・物流センター数

(4社50音順)

(Area) (株式会社名)	南・中央				東			北		西		合計	メガLC	
	さいたま	大宮	浦和	川口	越谷	春日部	久喜	加須	熊谷	川越	所沢			新座
1 アルフレック(株)	★	★	★		★		★		★	★	★	★	11	新座
2 (株)ススケン		★	★		★				★	★	★	★	8	戸田
3 東洋薬品(株)		★	★		★	★			★	★	★	★	8	久喜
4 (株)マキノオ	★	★			★		★		★	★	★	★	8	三郷
5 源件薬品(株)										★			1	
6 (株)バイナルネット											★		1	川口
合計	10.5				7.5			6		13		37	5	

<p>様式第5の1</p> <p>災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 平成29年 5月22日</p> <p>(あて先) 埼玉県知事 申請者 機関等の所在地(住所) 埼玉県熊谷市開港町2丁目2番2号 機関等の名称 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 氏名理事長 栗原 章 電話 048(523)6810 【担当係 事務局長 担当 岡田 誠】</p> <p>番号欄に表示されている番号 川越 48092627</p> <p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) 災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策</p> <p>使用者 住所 東京都千代田区内神田1丁目12-1 氏名 アルフレック株式会社</p> <p>出発地 熊谷市</p> <p>(注)この届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。</p> <p>(備考)用紙は、日本工業規格A4とする。</p>	<p>様式第5の2</p> <p>第 16376号</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p>平成29年 6月 30日</p> <p>埼玉県知事</p> <p>(注)1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通機関所で手続き可能です。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき</p>
---	---

様式第1

緊急通行車両等確認申請書

(あて先) 埼玉県知事

住所 申請者 氏名

記

下記により、緊急通行(輸送)車両であることの確認を受けたいので申請します。

番号欄に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所 () 局 番 氏名
通行日時	
通行経路	出発地 目的地
備考	

様式第1の記入例

緊急通行車両等確認申請書(記入例)

(あて先) 埼玉県知事

申請年月日を記入 年 月 日

住所 申請者 氏名 } 申請に来た人の住所氏名

下記により、緊急通行(輸送)車両であることの確認を受けたいので申請します。

記

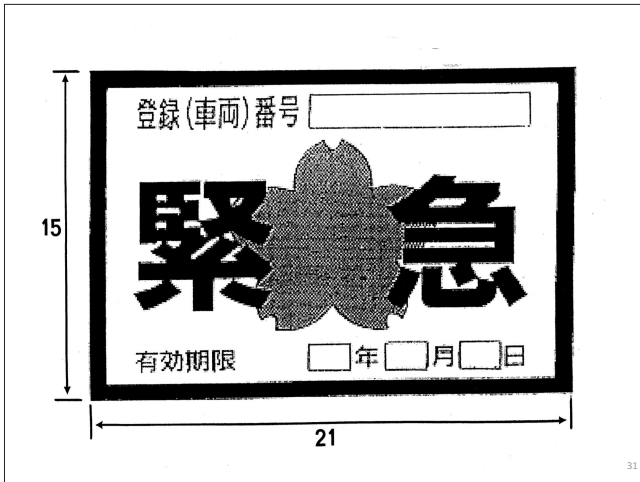
番号欄に表示されている番号	車検証のナンバーを記入(例)大宮111あ1234
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	できるだけ具体的に記入(例)〇〇遊樂所へ医薬品等を輸送
使用者	車検証に記載されている住所 使用者の連絡先を記入 () 局 番 車検証に記載されている「氏名又は名称」を記入
通行日時	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時~〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時 通行日時は発行日の翌日から起算して1カ月とする。 ※揮発油(ステッカー)の有効期限となる。
通行経路	出発地 目的地 埼玉県〇〇市 〇〇県〇〇市
備考	

埼玉県災害対策本部・支部一覽

<災害対策本部>
〒330-9301 さいたま市浦和区奥野3-15-1 (埼玉県危機管理防災センター2階)
担当:埼玉県災害対策本部

<支部> ※支部は、大規模災害発生時のみ対応します。事前届出は災害対策本部で受け付けます。

支部名	設置場所	担当区域	所在地	電話番号
さいたま支部	さいたま県事務所		さいたま市	
川口支部	南部地域振興センター	川口市 蕨市 戸田市		
朝霞支部	南西部地域振興センター	朝霞市 志木市 羽生市 新座市 富士見市 沢井市 三芳町		
春日部支部	東部地域振興センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町		
上尾支部	東北部地域振興センター	浦和市 上尾市 楊子市 北本市 伊奈町		
川越支部	川越比企地域振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 鴻巣市 嵐山町 志木町 川越町 白岡町 鳩山町 毛呂山町 越谷町 東秩父村		
所沢支部	西部地域振興センター	所沢市 狭山市 飯沼市 入間市 日鳩市		
行田支部	利根部地域振興センター	行田市 加須市 羽生市 久廣市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉野町		
熊谷支部	北部地域振興センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神代町 上里町		
秩父支部	秩父地域振興センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小倉野町		



31

様式第3

第 号 年 月 日

緊急通行車両等証明書

埼玉県知事 印

番号欄に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所 () 局 番
氏名	
通行日時	
通行経路	出発地 目的地
備考	

32

緊急通行車両 事前届出状況

(一社)埼玉県医薬品卸業協会

(一社)埼玉県医薬品卸業協会 会員数	7 社
配送車両台数	1,212 台 (内 バイク 18台)
2020年6月1日現在 登録台数	698 台
登録車両割合	埼玉 57.6% (全国 36.0%)

33

大規模災害対応訓練等

最近の実例

26年度	1月15日(木)	平成26年度 保健医療部 埼玉県大規模災害防災図上訓練(TEL確認)	埼玉県庁/卸協会事務所
	1月30日(木)	平成26年度 保健医療部 埼玉県大規模災害防災図上訓練事前説明会	危機管理防災センター 第2オペレーションルーム
	2月6日(金)	平成26年度 保健医療部 埼玉県大規模災害防災図上訓練	危機管理防災センター 第2オペレーションルーム
27年度	8月20日(木)	一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 理事会 「大規模災害時の訓練(9月1日)」の説明 埼玉県保健医療部 医療整備課	さいたま市産業振興会館
	9月1日(火)	「大規模災害時の訓練」実施 埼玉県保健医療部 医療整備課	自衛隊入間基地 自衛隊前衛駐屯地
28年度	11月1日(火)	埼玉県防災訓練 図上訓練 (県業務課/危機管理防災部)	埼玉県庁/卸協会事務所
	11月27日(日)	「大規模災害訓練」緊急医薬品搬入訓練実施 医薬品搬入先 1.自衛隊入間基地 2.深谷日赤 3.北星メディカルセンター	県保健医療部 医療整備課/業務課 (一社)埼玉県医薬品卸業協会
	2月3日(金)	大規模災害 図上訓練の見学 埼玉卸協会5名及び事務局出席	埼玉県危機管理防災部 埼玉県保健医療部業務課
29年度	12月4日(月)	平成29年度第3回広域災害救急医療情報システム(EMIS)入力訓練	埼玉県庁/卸協会事務所
	1月10日(水)	埼玉県防災訓練 大規模災害初動訓練 (県業務課/危機管理防災部)	埼玉県庁/卸協会事務所
	1月11日(木)	9都市合同防災訓練の見学 埼玉卸協会5名及び事務局出席	埼玉県危機管理防災部 埼玉県保健医療部業務課

34

平成30年度	1月15日(火)	平成30年度 大規模災害時対応図上訓練 (県業務課/危機管理防災部) 埼玉卸協会4名及び事務局出席	埼玉県庁/危機管理防災センター
	1月23日(水)	平成30年度 第1回 さいたま市災害医療体制検討会	さいたま市保健所 2階第1研修室
	3月18日(月)	平成30年度 第1回 さいたま市 災害医療体制検討会医薬品専門部会	さいたま市保健所 2階第1研修室
	3月28日(木)	埼玉県保健医療整備本部の設置と今後の対応について 災害時協定等締結団体(機関)担当者出席	埼玉教育会館201会議室

35

令和元年度	6月20日(木)	令和元年度 第1回広域災害救急医療情報システム(EMIS)入力訓練	県保健医療部 医療整備課/業務課 (一社)埼玉県医薬品卸業協会
	9月7日(土)	令和元年度 大規模地震時医療活動訓練 実搬入訓練 ①航空自衛隊入間基地 ②災害拠点病院(草加市立病院) ③一般病院(埼玉回生病院)	県危機管理防災センター 県保健医療部 医療整備課/業務課 (一社)埼玉県医薬品卸業協会
	1月21日(火)	第10回九都県市防災訓練・図上訓練視察	県危機管理防災センター
	3月11日(水)	令和元年度第1回さいたま市・災害医療体制検討会医薬品専門部会	さいたま市保健所 2階第1研修室
令和2年度	1月21日(木)	令和2年度第1回さいたま市・災害医療体制検討会(WEB会議)	さいたま市浦和区保健センター 5階大会議室

マニュアル掲載主要機関

1. 埼玉県災害対策本部及び支部
2. 警察署一覧
3. 官公庁・関係団体等一覧
4. 市町村一覧
5. 埼玉県内保健所管内市町村一覧
6. 消防署一覧

37

医薬品をいつでも確実にお届けする。
今日も挑戦しています。

(一社)埼玉県医薬品卸業協会

ご清聴有難う
ございました

38

第8版
令和2年7月1日現在

災害対策マニュアル

— 大規模災害発生に備えて —

首都直下地震(東京湾北部地震) 県内被害想定

「平成24・25年埼玉県地震被害想定調査報告書」

県調査報告 東京湾北部地震(M7.3) の被害想定 〔被害想定は時間や風速に より最大のものを記載〕	人的被害	死者:585人、負傷者:7,215人 (本県人口約730万人、世帯数約300万)
	ライフライン	停電:52,970世帯、通信普通:3,238世帯、 上水断水:549,693人
	交通被害	震度6強エリアにおいて、一般道・高速道 とも機能支障(通行止め)となる橋梁なし
	避難所避難者数	72,564人(1日後)

県調査報告書より抜粋

一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会

**災害に
時なし！
場所なし！
予告なし！**

防災の基本

自助 ≫ 共助 ≫ 公助

量と時間の2点で

東京大学大学院 情報学環
教授 目黒 公郎 先生

はじめに

平成23年3月11日(金)午後2時46分頃、宮城県沖海底を震源としてマグニチュード9.0の大地震が発生した。大地震に伴い東北、関東の太平洋沿岸で20メートルを超える大津波が発生、多くの町村が壊滅的な被害を受け、想像を絶する大地震となった。また、この地震及び津波により、福島第一原子力発電所において放射性物質の外部漏れ事故が発生した。

この地震、津波、原発事故により死者15,897人、行方不明者2,533人、関連死3,701人避難者約51,778人、仮設住宅入居者9,436人(平成31年3月1日現在・警察庁)となっている。

東日本大震災から9年、昨年秋には、関東地方中でも千葉県において度重なる台風上陸や、大雨による災害が多発した。我が国において、これら災害の発生が後を絶たない。被災された方々にお見舞い申し上げるとともに一日も早い復興をお祈りいたします。

平成19年11月20日県消防防災課は、首都直下地震と県内にある三つの主要活断層で地震が発生した際の被害想定を発表した。最も被害が大きい東京湾北部を震源とする首都直下地震では、阪神大震災級のマグニチュード7.3の地震が起きた場合、さいたま市など県南東部で最大震度6強を予測。死者716人、3万4447棟が揺れや火災で全壊とした。地震は「いつ起こってもおかしくない状況」(同課)といい、緊急対策が迫られている。

また、県は平成25年4月2日大規模地震が発生した際、県内外で生じる帰宅困難者の推計調査結果を公表した。NTTドコモの携帯電話の位置情報などを活用して推計し、ピーク時の平日正午に東京23区内にいる県民が88万人に上る一方、県内で74万7000人の帰宅困難者が発生することが判明。「県は地震被害想定などに反映させ、帰宅抑制や一時滞在施設の確保などの対策を拡充する。」とした。

このような状況の中、近い将来に発生が懸念される「首都直下地震」を想定し、埼玉県医薬品卸協同組合として、医薬品の安定供給と緊急配送というその社会的使命と役割を果たすために、平成18年3月29日に埼玉県と『災害時の医薬品等の供給に関する協定』を締結した。

その後、法人の変更登記を行い、平成23年4月1日付にて一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会として改めて協定の締結(別紙の通り)をした。

地震やその他の自然災害が日本・首都圏を見舞うとき万全の備えと支援をするのが医療の分野で担当する医薬品卸企業の役割である。私ども医薬品卸は、医薬品の安定供給と災害発生時の緊急配送をその社会使命として、昼夜を問わず1日24時間、365日体制で医療現場を支えているが万一の事態対応に向け、策定した「災害対策マニュアル」の活用が重要と考える。平成2年3月埼玉県が策定した「埼玉県災害時医療救護基本計画」対応するよう、この度改訂第8版を策定したので、お届けいたします。

尚、平成31年4月1日施行の災害救助法の一部改正に対応するため、政令市であるさいたま市と令和元年11月21日付にて「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結したので、概要を掲載した。

今後とも「災害対策マニュアル」を各施設に設置され、各会員会社、協会、関係諸機関との連携強化により災害時の医薬品供給機能の役割がしっかりと発揮されるよう努めてまいります。

以上

令和 2年 7月 1日

一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会

理事長 武田 雄 史

災害対策本部

事務局長 岡 田 誠

目 次		頁
はじめに	-----	1
目 次	-----	3
1. 災害時の医薬品等の供給に関する埼玉県との協定	-----	4
(1) 災害時の医薬品等の供給に関する協定書	-----	5
(2) 災害時の医薬品等の供給に関する協定書について	-----	8
(3) 「災害時の医薬品等の供給に関する協定書」実施要領	-----	9
(4) 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等	-----	15
(5) 埼玉県の災害時における医薬品等供給体制について	-----	18
(6) ランニング備蓄制度	-----	19
(7) 災害時応援協定調査票(事務局 連絡先等)	-----	26
(8) 優先電話	-----	27
2. 大規模災害発生時対応	-----	28
(1) 大規模災害発生時の対応	-----	29
(2) 地震・台風被害等状況調査票	-----	30
(3) 大規模災害発生時の対応関連図	-----	31
(4) 災害発生時の医薬品等の供給関連図	-----	32
(5) 災害時の医薬品等の供給要請等経路図	-----	35
(6) 災害時の危機管理対応緊急連絡網	-----	37
(7) 災害時の医薬品等の供給に関する緊急連絡網	-----	38
(8) 防災基地・災害拠点病院等	-----	40
(9) 埼玉県緊急輸送道路網図	-----	47
(10) 緊急交通路指定予定路線	-----	48
3. 緊急通行車輛登録	-----	55
(1) 大規模災害発生時の手続き	-----	56
(2) 埼玉県災害対策本部・支部一覧	-----	58
(3) 警察署一覧	-----	59
(4) 緊急通行車輛等確認申請書	-----	60
(5) 緊急通行車輛事前届出制度 Q&A	-----	61
(6) 緊急通行車輛等事前届出書(見本)	-----	62
(7) 自動車検査証(見本)	-----	63
(8) 緊急通行車輛等事前届出 変更/再発行依頼申請書	-----	64
(9) 緊急通行車輛等事前届出 新規発行依頼申請書	-----	65
(10) 緊急通行車輛等事前届出 総括表	-----	66
(11) 緊急通行証(見本)	-----	67
4. 関連資料	-----	68
(1) 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 協会員名簿	-----	69
(2) 医家向け卸デポ・物流センター所在地	-----	72
(3) (一社)日本医薬品卸売業連合会正会員地区別一覧	-----	73
(4) 官公庁・関係団体等一覧	-----	74
(5) 埼玉県薬事団体連合会 会員名簿	-----	75
(6) 市町村一覧	-----	76
(7) 保健所一覧	-----	77
(8) 消防署一覧	-----	78
(9) 関係機関・団体と締結している主な協定	-----	79
(10) 一般紙 記事	-----	80
5. さいたま市との医薬品供給協定	-----	81

大規模災害の教訓

初動対応は、待ったなし！
災害は一度起きれば、また起きる。しかし、同じようには起きない。

事前の備えと心構え、そして、マニュアルに則った初動対応が、関係者全員の自発的行動により遂行されれば、被害を最小限に抑えることができる。

被災地の「現場力」と対策本部の「後方支援力」が、業界の社会的使命を完遂する原動力となる。

災害対策マニュアル

— 大規模災害発生に備えて —

平成20年 3月 1日	初 版発行
平成23年 8月 1日	改訂版発行
平成24年 8月 1日	第 3版発行
平成25年 6月 1日	第 4版発行
平成27年 9月 1日	第 5版発行
平成29年 8月 1日	第 6版発行
平成31年 1月 1日	第 7版発行
令和 2年 7月 1日	第 8版発行

編集・発行 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会
災害対策委員会
〒360-0024 熊谷市問屋町2-5-2
TEL 048-523-6816
FAX 048-523-6814
e-mail ldn05132@nifty.ne.jp
優先電話 048-XXX-XXXX